

## 事前評価調書

I 事業概要																																							
事業名	交通安全施設等整備事業（視距改良）																																						
地区名	一般県道 作手善夫大沼線																																						
事業箇所	豊田市大沼町																																						
事業のあらまし	<p>当該路線は、三河山間地域と東西に結ぶ幹線道路である。地形が急峻で見通しが悪いカーブが連続するため、交通事故が発生している。</p> <p>このため、近隣住民から一般交通の安全確保が強く望まれており、事故を未然に防ぐため、早急に視距の改良を行うものである。</p>																																						
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>視距を確保し、自動車交通の安全性の向上を図る。</p> <p>【副次目標】－</p>																																						
事業費	事業費		内訳																																				
	3.0億円		□工事費 2.5億円、□用補費 0.3億円、□その他 0.2億円																																				
事業期間	採択予定年度	平成 26 年度	着工予定年度	平成 26 年度	完成予定年度	平成 30 年度																																	
事業内容	視距改良 1箇所 L=300m																																						
II 評価																																							
①事業の必要性	1) 必要性	カーブ区間が多く、地形上対向車が非常に見づらいため、安全上必要な視距が確保されていない。																																					
	判定	A	<p>A： 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B： 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>近年交通量が増加しており、通行車両の安全を確保するために視距改良が必要である。</p>																																				
②事業の実効性	1) 事業計画	<p>事業計画及び実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種 区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td>←→</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td>←→</td> <td>←→</td> <td>←→</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費（億円）</td> <td colspan="5">3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業費について、今後5年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。</p>							H26	H27	H28	H29	H30	工種 区分	調査・設計	←→					用地補償	←→	→				工事			←→	←→	←→	事業費（億円）		3				
			H26	H27	H28	H29	H30																																
工種 区分	調査・設計	←→																																					
	用地補償	←→	→																																				
	工事			←→	←→	←→																																	
事業費（億円）		3																																					
2) 地元の合意形成	地元地区のまちづくり推進協議会より要望書が提出されるなど、地元からの整備要望の声が強くと、地元合意形成が図られる環境にある。																																						
判定	A	<p>A： 事業計画の実効性が期待できる。</p> <p>B： 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】</p> <p>円滑な事業執行環境が整っており、事業の実効性は高いものと考えます。</p>																																					
III 対応方針																																							
事業実施	<p>事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。</p> <p>事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。</p>																																						

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後 年目） □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

事業実施前後の通行車両の安全性の変化